

令和8年度再造林普及啓発事業業務委託仕様書

1 業務の目的

伐採の制限や再造林の義務化ができない中で、再造林を進めていくためには、森林所有者や林業関係者の再造林意識の向上が必須であり、再造林の必要性などについて、広く県民の共通認識として周知していく必要があることから、県民に対して、再造林の重要性等を訴える普及啓発活動を実施し、再造林に対する意識醸成を図る。

2 業務の名称

令和8年度再造林普及啓発事業業務委託

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 業務委託の内容

再造林を推進するため、県民や森林所有者、林業関係者の意識醸成を図り、行動変容を促す効果的なプロモーションを実施するものとする。

(1) 再造林意識の醸成に向けた普及啓発の実施

① ラジオ広告の制作及び放送

- ・再造林の推進に当たって、県民や森林所有者に向けて再造林の重要性や伐採・再造林の相談窓口の周知などを行うこと。

② SNS広告の制作及び発信

- ・本委託業務で制作する素材の活用や森林資源の循環利用、再造林（造林作業従事者）をテーマとした短編広告をSNSやWEB広告等の、県民や森林所有者により高い訴求効果が見込まれる媒体により行うこと。
- ・令和6年度再造林普及啓発事業業務委託で制作した2種類の30秒動画素材及び令和7年度再造林普及啓発事業業務委託で制作した8種類の30秒動画素材を使用する場合は、県からデータを提供する。
- ・広告配信については、結果分析を行うこと。

③ 新聞広告の制作及び掲載

- ・特に中高年世代の県民、森林所有者をターゲットとし、伐採～再造林（循環型林業）の流れや相談先、補助制度について周知を図るなど、図やイラストを用いて分かりやすい構成とすること。

④ 再造林推進に係る県民参加型イベント等の実施、普及啓発資材の制作及び配布

- ・県民に向けて広く再造林の重要性や宮崎県再造林推進条例、森林資源の循環利用等について意識醸成が図られるようなキャンペーンなど、県民参加型イベントを県内で1回以上実施すること。
- ・実施場所は、県内全域を対象に幅広く検討した上で実施すること。
- ・実施方法は、自ら主催するイベント又は既存イベントへの出展等、開催形式は問わない。
- ・既存イベントへの出展に際しては、会場内に専用のブースを設け、必要に応じてスタッフを配置の上、運営及び普及啓発資材の配布等を行うこと。
- ・普及啓発資材については、イベント等で配布することを想定して、その種類や数量を提案し、制作すること。

- ・令和6、7年度再造林普及啓発事業業務委託で制作した普及啓発資材に係るデータを活用する場合は、県からデータを提供する。
- ・パンフレットやリーフレットを制作する場合は、製版・印刷・製本を行うこと。

5 協議

この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、定めるものとする。

6 業務成果の帰属等

- (1) 本業務により受託事業者が制作した素材（映像、音声、リーフレット等の広告素材）の成果物に関する所有権、著作権及びその他の権利は県に帰属するものとし、県はウェブサイトやSNS等に随時使用、複製できるものとする。
- (2) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託事業者等が負うこと。
- (3) 著作権については、契約書の規定もあわせて確認すること。

7 その他

- (1) 制作する素材に係る数量や規格等の想定については、別紙1を参照すること。
- (2) 再造林の重要性については、別紙2を参照すること。
- (3) 事業効果を高めることを目的に、本仕様以外の内容を付加することは差し支えない。
なお、その場合、事前に県と協議の上、了解を得るものとし、成果報告に独自提案であることを記載するものとする。
- (4) 受託者は、業務を遂行するに当たって、県と十分な調整を行うとともに、適宜意見交換の場を設けるなど、より良い素材の制作について協力すること。
また、事業の進捗について、県は受託者に対し、随時、報告を求めることができるものとする。
- (5) 委託業務により制作する素材の最終データについては県と協議の上決定すること。なお、委託業務の内容については、企画提案により受託者が決定した後、県との協議により変更することがある。これに伴う仕様の変更、予算額の変更等については、必要に応じて県との協議の上、対応することとする。
- (6) 受託者は、業務の遂行に当たって、県民や企業等の第三者から批判を受けることのないよう十分に配慮するとともに、万が一批判やトラブルが発生したときは、速やかに問題の解決に当たること。

8 成果品

- (1) 報告書
- (2) 制作した普及啓発に係る素材データを電子媒体に保存したもの

別紙1

令和8年度 再造林普及啓発事業 積算書

項目	数量	単位	単価	金額	適用
1 再造林普及啓発の実施					①
① 普及啓発費					
広告費	1	式			
ラジオCM制作費	1	TYPE			フリーナレーター1名読みノフリー音源
ラジオCM (20秒)	20	本			FM宮崎 Aタイム
ラジオCM (20秒)	20	本			FM宮崎 特Aタイム
SNS公告	1	式			Youtube, Instagram, Tver等
新聞広告製作費	1	式			
新聞広告掲載費	1	回			2社(宮日、夕刊)、全7段広告
新聞広告掲載費	1	回			1社(宮日)、5段1/4モノクロ5回
イベントブース出店料	3	日			
イベント運営費	3	日			ディレクター1名 アルバイト2名想定
イベント普及資材①(チラシ)	4,000	部			A4サイズ 4C/4C コート紙90kg R7事業分増刷
イベント普及資材②(リーフレット)	4,000	部			A4仕上がり二つ折り 4C/4C コート紙110kg R7事業分増刷
イベント普及資材③(パンフレット)	4,000	部			B5サイズ中綴じ8P 4C/4C コート紙110kg R7事業分増刷
イベント普及資材④(キューブ型ティッシュ)	2,000	個			110×110×110mm、片面フルカラー印刷、80W(2枚1組)
イベント普及資材⑤(コルクコースター)	2,000	枚			直径90mm×厚さ3mm、片面1色印刷、PP袋入り
イベント普及資材⑥(シール)	2,000	セット			台紙:80×100mm 4c/1c、シール:フルカラー PVC(白) スポンジ
イベント普及資材⑦(缶バッジ)	1,000	個			直径44mm、フルカラー印刷、クリップピン、包装無し
イベント普及資材⑧(ミニタオル)	500	枚			約220×220mm、生地色:白、片面フルカラー印刷、PP袋入り
デザイン費	1	式			
事業費計					
一般管理費					事業費計の10%以内
計					
消費税(10%)					
合計					

※県が委託費積算に使用したものであり、委託内容を拘束するものではない。

再造林の重要性について

1 背景

森林は、木材生産はもとより、地球温暖化防止や水を蓄え、災害を防ぐなど多面的な機能を持っており、県民共通の財産です。

本県においては、スギ素材生産量が34年連続日本一を達成するなど、国内有数の木材供給基地として重要な位置付けにあります。

一方で、林業採算性の悪化や森林所有者の経営意欲低下等により、近年、再造林率は70%台にとどまっており、再造林されない森林が増えてきていることから、林業・木材産業の持続性や水源のかん養、山地災害の防止等、公益的機能の低下が懸念されています。

2 業務の趣旨

このため、再造林率日本一を目標に掲げたグリーン成長プロジェクトを本格展開しており、宮崎県再造林推進条例の制定や地域再造林推進ネットワークの設立、省力・低コスト再造林に対する嵩上げ補助を行うなど、「伐って・使って・植えて・育てる」森林資源の循環利用を促進しています。

再造林の推進は、林業・木材産業の関係者のみならず、多くの県民にとっても重要な課題であることから、林業関係者や県民が一丸となって取り組むため、普及啓発活動を実施し、再造林に対する意識醸成を図る。

※再造林とは

人工林を伐採した跡地において、再び苗木を植栽し、森林を造成すること。

再造林せずに天然林に戻す「天然更新」という更新方法もあるが、天然更新で迅速かつ確実に森林を成立させることは容易ではないことから、林業に適した箇所については、成長の早いスギなどを再造林して早期に成林させ、森林の多面的機能の早期回復を図ることが望ましい。

令和8年6月25日（木）に開催予定の事前説明会においても、グリーン成長プロジェクトや再造林の重要性について説明を行う予定としております。

